

ワシントン条約第18回締約国会議を終えて



ワシントン条約第18回締約国会議が、2019年8月17日から28日まで、スイス・ジュネーブで開催されました。今次締約国会議は、当初5月にスリランカのコロンボでの開催が予定されていましたが、同国におけるテロ事件発生を受け、開催時期、場所を変更して行われたものです。以下、主要議題を中心に、会議の結果を報告します。

GGTの勧告

GGTはこれまでも、附属書改正提案についてどういう投票態度をとるべきかという勧告をパンフレットの形で作成し、議場の内外で配布してきました。今回提出された提案数は、会議の場において撤回されたものを含め57で、GGTの勧告はこれらすべてに対するものとなっています(パンフレットは当協会のHPにおいてもご覧いただけます。)。57提案を分類群別にみると、哺乳類18、鳥類4、爬虫類11、両生類9、魚類3、棘皮動物1、クモ類1、昆虫2、植物8提案です。

この勧告を作成する際には、ワシントン条約が国際取引を規制することを通じて絶滅のおそれのある野生動植物の保全を図ろうとするものであることを踏まえ、国内の生息環境の悪化や国内利用のために乱獲が進んだことによる資源の減少を食い止めるための提案のよ

うな条約の趣旨を履き違えた提案ではないか、また、附属書改正による国際取引の規制が対象種の保全にとって真に効果があるものかといった観点から検討しました。

水産種の附属書掲載提案

今回の締約国会議では、アオザメ・バケアオザメ、ミナミサカタザメ(ギターフィッシュ)、シノノメサカタザメ(ウエッジフィッシュ)、熱帯ナマコ類3種の4つの附属書Ⅱへの掲載提案がありました。

アオザメ・バケアオザメ

この提案は、EU(28カ国)をはじめ南アジアや西アフリカ諸国を中心とした55カ国からのもので、バケアオザメについてはアオザメの類似種(他の附属書掲載種との判別が困難であるとの理由による附属書掲載種)としての提案でしたので、議論の中心はアオザメについてのものでした。アオザメは、世界の海に広く分布し、多

くの国で利用されています。資源管理についてもICCATやWCPFCといった地域漁業管理機関により資源状態の解析や必要な管理措置の導入等の対応がとられてきています。ワシントン条約では、水産種については国連の専門機関であるFAOの評価を踏まえて附属書掲載提案を検討することとされています。アオザメについては、FAOの専門家パネルによる評価はいずれの海域においてもワシントン条約の附属書掲載基準を満たさないというものでした。また、ワシントン条約事務局も、この提案は否決すべきであるとの見解を示していました。さらに、他の水産種の提案については賛成の立場にあると考えられた米国やNZも、アオザメの提案については科学的根拠がないとして反対の立場を議場で表明していました。しかしながら、提案が投票(秘密投票)に付された結果、賛成:102、反対:40、棄権:5で3分の2の多数を得て採択されました。

サカタザメ類2提案

これらの提案は、生息域周辺の南アジア、アフリカの国々やEUをはじめとする50カ国以上から出されたものです。サカタザメ類は、熱帯の沿岸域を中心に生息するもので、その英名が示す通りギターのような形をしていて、サメという名前がついていますがエイの仲間です。日本での漁獲は認められませんが、一部の水族館で見ること

とができます。その漁獲は主として他の漁業の混獲によるもので、サカタザメ類を直接狙ったものではないため、附属書に掲載し国際取引を規制したとしても、どれだけこの種の保全に役立つかについては疑問があります。これらの種の科学的なデータは乏しく、FAOの専門家パネルも評価するにはデータが不足しているとしていました。これらの提案についても投票（秘密投票）となり、ミナミサカタザメについては、賛成：109、反対：30、棄権：4、シノノメサカタザメについては、賛成：112、反対：30、棄権：4でいずれも採択されました。

熱帯ナマコ類

この提案は、EU、ケニア、セネガル、セイシェル及び米国によるものです。これらのナマコ類はイシナマコやクロナマコと呼ばれるもので、太平洋やインド洋の熱帯域に生息しています。日本でも一部が沖縄付近で漁獲されています。FAOの専門家パネルはこれらの3種の提案について、1種は附属書掲載基準を満たさない、1種は掲載基準を満たす、1種は情報が不十分であるとしていました。なお、米国は、同提案に賛成しつつも、附属書掲載後の貿易管理体制整備に時間がかかるとして、通常は締約国会議終了後90日で効力が発生することとなっているところ、この猶予期間90日を12ヶ月とする修正提案を行い、これが採決に付されました（秘密投票）。結果は、賛成：108、反対：30、棄権：7で採択されました。

以上の通り、4つあった水産種の附属書掲載提案はすべて投票により採択されましたが、特に、アオザメのように、FAOの専門家パネルによる科学的な評価やその評価も踏まえた条約事務局の意見にかかわらず多くの国（米国やNZのように反対した国も一部にはあ

りましたが）が賛成に回ったことは、科学的な根拠に基づく資源の保全という条約の原則からみて、極めて残念な結果であったと考えています。

ニホンウナギ、宝石サンゴの議論

ニホンウナギや宝石サンゴについては附属書掲載提案はなされませんでしたでしたが、前回の締約国会議の決定に従い行われた動物委員会や常設委員会による議論等の結果を踏まえ、今後とっていく活動について再度決定がありました。

ニホンウナギについては、資源管理措置の改善、関係国と協力した資源の知見を改善すること等への協力、モニタリング計画の創設や豊度指数の開発、報告・トレーサビリティの改善等が関係生息国に求められるとともに、動物委員会に対し、閉会期間中に各国の措置について検討し、第19回締約国会議に報告すること、また、常設委員会に対し、動物委員会の検討結果をレビューし、適切な場合には勧告を行うことが合意されました。

宝石サンゴについては、前回の締約国会議において、FAOの研究報告を踏まえて動物委員会が議論し、今次締約国会議に報告することとされていましたが、FAOの研究報告の公表が遅れたため（本年8月になってから公表されています）、今後予定される動物委員会ではFAOの研究報告に基づき議論し、国際取引における宝石サンゴの保存と持続的利用を促進するために必要な措置の勧告を準備するとともに、動物委員会における議論を踏まえ、常設委員会において次回締約国会議において検討するための勧告を検討することとされました。

陸上種の附属書改正提案

キリン

条約対象外であったキリンを附



属書Ⅱに掲載するためのチャドほか5か国による提案です。提案説明のなかで、すでにアフリカゾウ連合（African Elephant Coalition）32か国の支持を得ていると発言しました。これに対して、キリンのみならず、ゾウ、サイ、ライオンなどの野生生物保全に成功してきた南部アフリカ諸国が異を唱え、自国のキリンを附属書に掲載しないよう求める修正案を提出しました。修正案、原案ともに投票にかけられ、修正案は否決、原案が可決されました。条約事務局の勧告は、原案否決でした。南部アフリカ開発共同体（SADC）議長国のタンザニアは、キリンの附属書掲載を留保することを示唆しました。

カワウソ

コツメカワウソとビロードカワウソを附属書ⅡからⅠに移行する提案で、前者はインド・ネパール・フィリピンが、後者はインド・ネパール・バングラデシュの提案です。コツメカワウソは日本の娯楽番組でペットとしてもはやされ、それに触発された密輸事件が何度もあります。条約事務局はいずれも否決すべしと勧告していました。コツメカワウソについてインドネシアは、附属書Ⅱのままで野生個体の商業取引の輸出枠をゼロとするという修正案を出しましたが、圧倒的多数で否決されました。日本はインドネシア修正案には賛成票、原案には反対票、ビロードカワウソには反対票を投じました。

シロサイ

エスワティニ、ナミビアによる2提案で、前者はサイ角の在庫と非致死的方法で取得された角の輸出を求める提案、後者は生きたサイと狩猟トロフィーの輸出を求める内容です。条約事務局は、前者は否決、後者は採択の勧告をおこないました。エスワティニは、この提案がいかに関サイの保全に役立つかを説明、日本は支持しましたが、ほとんどの国は聞く耳を持ちませんでした。投票の結果、いずれも否決されました。ナミビアのサイは保全努力のおかげで、サイの個体数が増大していますが、そうした努力は報われませんでした。

アフリカゾウ

3提案が提出されていました。ザンビアのゾウを附属書ⅠからⅡに移行し、象牙ほかの取引を可能にする提案、附属書Ⅱ掲載のナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、南アフリカからの象牙輸出を求める提案、これら4か国のゾウを附属書Ⅰに戻す提案です。これら4か国では、ゾウの個体数が激増、多くの地域で環境収容力を超えており、地域住民とゾウのあつれきが大きな問題となっています。ザンビアのゾウも含め、附属書Ⅰの生物学的基準に合致していないことは、条約事務局も認めています。それにもかかわらず、附属書Ⅰに戻す提案が提出されたのは、ケニアなど提案国が科学的証拠を軽視していることを意味しています。審議の結果、いずれの提案も採択されませんでした。

なお、直接の附属書改正提案はありませんが、附属書Ⅱのアフリカゾウの注釈にある生きたゾウの「適切かつ容認できる目的地」の解釈の変更を求める文書がニジェールほか7か国から提出されました。すでに合意されていた解釈は、締約国の主権内に収まる内

容でしたが、今回の解釈は主権を超えた内容となっていました。附属書の注釈では、ボツワナとジンバブエはアフリカ以外の地域にも生きたゾウを輸出することができることになっていました。それをゾウの分布域内の国に対してしか輸出を認めないというのです。当初、EUはニジェールほかによる原案に反対、しかし投票の結果、原案が採択されました。これまでの例では、EUが反対すれば確実に否決されるのですが、今回は委任状に不備があり、EU28か国は投票することができませんでした。全体会でEUは再審議を求め、修正案を提出、投票の結果、採択されました。ニジェールほかの原案ほどは厳しくないものの、同じく主権を侵害する内容となっています。南部アフリカ諸国は、この決定は附属書Ⅰよりも制限された内容であること、注釈の定義を変更することで、附属書改正に該当するのではないかと法的問題を提起しました。

トカゲモドキの仲間

近年の傾向として、両生・爬虫類の附属書掲載提案が多く提出されるようになりました。爬虫類のトカゲモドキ類は19種からなり、ベトナム、中国、日本に分布しています。中国、EU、ベトナムが提出したこの提案は、日本の6種を除いたトカゲモドキを附属書Ⅱに掲載することが目的です。審議の結果、コンセンサスで採択され、日本は提案対象外の国産6種を附属書Ⅲに掲載予定であると発言しました。

イモリの仲間

中国に生息する両生類のイボイモリ属2種を附属書Ⅱに掲載する提案で、中国が提出しました。これも、コンセンサス採択されました。イボイモリ属には3種が知ら

れており、残りの1種は日本に生息しています。これも、トカゲモドキ同様、附属書Ⅲに掲載する必要があります。

植物

当初、9種の植物が提案されていましたが、会議前に1提案が撤回、その結果、木本植物7提案、草本植物1提案となりました。これら8提案のうち、3提案が新規掲載、4提案が注釈変更、1提案が附属書削除です。最後のインディアンローズウッドを附属書Ⅱから削除する提案以外、すべて採択されました。否決された提案はバングラデシュ・ブータン・インド・ネパールによるものです。印象に残ったのは、いつもは附属書掲載に熱心なインドが附属書からの削除を強く主張したことです。この樹種は豊富にあり、附属書掲載基準に合致しない、附属書Ⅱ維持は農民の生計に悪い影響を与えると訴えました。

次回締約国会議に向けて

次回締約国会議は中米のコスタリカで開かれることが決まりました。おそらく2022年前半になるでしょう。今回の会議を振り返って感じたことは、環境団体、とくに動物権団体の影響が極めて強くなっていることです。そもそもワシントン条約の目的は適正な国際取引にあるはずですが、こうした団体は取引の禁止に向かって行動しています。彼らにしてみれば、附属書への掲載は勝利、附属書からの削除やダウンリストは敗北を意味します。しかし、保全の観点からは、前者は失敗、後者は成功であることは明白です。

各国の投票態度を分析してみると、EU諸国、アフリカゾウ連合諸国、中南米諸国がよく似た投票態度をとっていることがわかります。これら3グループだけで70か国を

優に超します。中でもEUの影響は強く、EUの思惑どおりに事が進んでいました。日本は南部アフリカ諸国、一部のカリブ諸国、一部の東南アジア諸国などとともに上記3グループとは対置するグループ

に属しています。既述の海産種のみならず、ほかの陸上種でも附属書掲載提案のほとんどで100か国以上が賛成票を投じています。

こうした傾向は次回締約国会議でも続くかもしれません。少数派

ではあるものの、日本は立場を共有する国々とともに、基本的立場である「保全と持続可能な利用」という原理原則を貫くとともに、ワシントン条約の正しいあり方を訴えていくべきです。

第7回定時総会が開催される



令和元年6月20日、東京都内において、当協会の第7回定時総会が開催されました。総会では、平成30年度の事業報告及び決算報告が承認されるとともに令和元年度の事業計画及び収支予算が報告されました。また、本年は2年に一度の役員改選の年にあたっており、重義行理事、宮本俊和理事、芳田誠一監事が退任され、新たに内海和彦理事、前章裕理事、海野洋監事が就任しました。また、総会直後に開催された理事会において、香川謙二理事が引き続き代表理事に選定されるとともに、宮本俊和業務執行理事の後任には前章裕理事が就任することとなりました。なお、宮本俊和前理事には、引き続き、協会顧問として協会の運営にご協力いただくこととなっています。

令和元年度事業計画書(骨子)

I. 広報普及活動

令和元年度は、第18回ワシントン条約締約国会議(8月)、ワシントン条約第31回動物委員会(1月※)といったワシントン条約関連の国際会議が開催されるとともに、7月には我が国水域内における商

業捕鯨の再開も予定されていることも踏まえ、生物資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。具体的には、ワシントン条約締約国会議においては、アオザメやイシナマコといった水棲生物の附属書掲載提案が議論されるとともに、ウナギ、宝石サンゴ等の今後の取り扱いの検討が予定されているところ、関係団体と協力して各締約国政府や巨大な環境保護団体の動向についての情報を的確に収集するとともに、会議結果を踏まえた今後の対応についての意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。(※明年夏以降への開催延期の可能性があります)

II. 資源情報調査活動

令和元年度は、国の委託事業として「海洋生態系保全動向調査事業」に引き続き取り組む。本事業は、平成30年度より3カ年計画の事業として実施しているものであり、①海洋保護区の設定等、生態系に配慮した資源管理の取り組みについて、国内外の優良事例を選定し、その有効性や管理実態等に関する情報収集及び分析、②我が国の水産業にとって重要なウナギやナマコ・サメ等について、国際会議の議論の動向、国際会議での提案の背景・妥当性に関する調査・分析、並びに、③それらが我が国の漁業活動へ与える影響等の評価からなる。事業の実施にあたっては、知

識や経験が豊富な水産業界、研究機関、大学等の関係者からなる検討会を必要に応じて設置し、対策を議論する。

また、国の補助事業として「国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業」に継続して取り組む。本事業は、米国、EUなどの主要国の漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関(RFMO)において或いは関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業団体の動向などについて把握するための情報収集・分析、及び漁業関係者への情報提供、並びに、国際会議などにおける各国漁業者やNGO等への働きかけ及び情報発信を行うものである。

民間受託事業として「象牙資源調査」において、アフリカの象牙資源量調査を実施するとともに、同じく民間委託事業として宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、ワシントン条約動物委員会等での議論に備え資源情報調査活動を行う。

一般社団法人自然資源保全協会役員名簿

区 分	氏 名	備考
代 表 理 事	香川 謙二	新任
業務執行理事	前 章裕	
理 事	石井 信夫	新任
理 事	内海 和彦	
理 事	遠藤 進	
理 事	田中 要範	
理 事	中前 明	
理 事	藤瀬 良弘	新任
理 事	八木 信行	
理 事	山下 潤	
理 事	吉本 憲充	
監 事	海野 洋	
監 事	小坂 智規	